

総 括 調 査 票

事案名	(48) 社会資本総合整備事業（効果促進事業）			調査対象 予算額	平成 26 年度：1,996,419 百万円の内数 平成 25 年度：1,949,089 百万円の内数、平成 24 年度：1,439,530 百万円の内数		
所管	国土交通省	組織	国土交通本省	会計	一般会計	調査区分	本省調査
						取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

◇ 社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成 22 年度に創設。

住宅・社会資本の整備



効果促進事業



整備計画に掲げる
政策目標の達成
(成果指標で事後評価)

住宅・社会資本の整備

基幹事業

- | | | |
|-------|--------|------|
| ○道路 | ○港湾 | ○河川 |
| ○砂防 | ○下水道 | ○海岸 |
| ○広域連携 | ○都市公園 | ○市街地 |
| ○住宅 | ○住環境整備 | 等 |

関連社会資本整備事業

- 基幹事業に関連する
- 各種
「社会資本整備事業」
(社会資本整備重点計画法)
 - 「公的賃貸住宅の整備」

効果促進事業

- 計画の目標実現のため基幹事業と一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務
- 全体事業費の 2 割目途

- (社会資本整備総合交付金の例)
- ・アーケードモールの設置・撤去
 - ・観光案内情報板の整備
 - ・社会実験（レンタサイクル、自転車乗り捨てシステム…）
 - ・計画検討（無電柱化、観光振興…）

総 括 調 査 票

事案名 (48) 社会資本総合整備事業（効果促進事業）

②調査の視点

効果促進事業は、計画の目標実現のため基幹事業と一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務を対象としている。今回、以下の二つの観点から効果促進事業について調査を実施。

1. 基幹事業との関係について

道路事業を基幹事業とする整備計画を例にあげると、効果促進事業として消防車などの購入が含まれている例がいくつか見受けられたが、基幹事業との関係はどうなっているか。

2. 個別施設の長寿命化計画との関係について

効果促進事業として、個別施設の長寿命化計画を策定している例が多くあるが、例えば、橋梁の長寿命化計画については、既に多くの自治体において策定済である中、会計検査院の指摘を受けた「現在未使用の跨道橋 69 橋」がどのように位置づけられているか。

③調査結果及びその分析

1. 基幹事業との関係について

(1) 道路事業を基幹事業としている計画（㉔508 計画、㉔883 計画）のうち、効果促進事業として消防車等を購入している事例を例として調査したところ次のとおり。

	計画数	要素事業数	国費 (交付申請額) 【百万円】				
			新規購入 (拡充配備)	代替更新 (機能拡充)	代替更新 (機能維持)		
救急車	H24	10	10	1	9	0	145
	H25	9	10	3	7	0	141
消防車	H24	18	24	4	14	6	359
	H25	17	28	7	14	7	477
防災用機	H24	7	10	4	5	1	538
	H25	5	6	1	5	0	353

(2) 新規購入も含まれる一方、単純な代替更新も含まれており、道路事業の効果促進に寄与していると言えるか疑義のあるものが見受けられる。

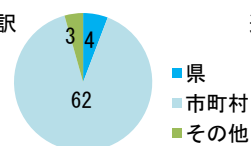
(3) また、地方公共団体の消防自動車等に対する補助金については、いわゆる三位

一体改革に伴い基本的に廃止・一般財源化済。その後、国（総務省）では、緊急時に他の自治体に出動することが求められる緊急消防援助隊を支援する観点から、同援助隊に登録される消防自動車等に限り国庫補助を行っている。

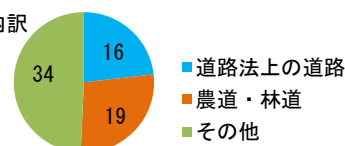
2. 個別施設の長寿命化計画との関係について

(1) 会計検査院の指摘を受けた「現在未使用の跨道橋 69 橋」の管理者別内訳は次のとおり。

管理者別内訳



道路種類別内訳



(2) 長寿命化計画の策定状況を調べたところ、道路法上の道路については81%が長寿命化計画の対象となっている一方、その他の道路は11%しか計画の対象になっていない。

(3) 各自治体に除却予定があるか調査したところ、今後とも使用見込のない橋梁が28橋あるのに対し、既に除却を検討しているところは5橋のみであり、検討を行っていない自治体が多く存在。ただし、当該橋梁に限らなければ、8団体（17%）は、除却費用について効果促進事業の活用意向があるとのことであった。

(4) 当該自治体（47 団体）の財政力指数を調査したところ、全国平均 0.49 を上回っている自治体は 35 あり、その中でも 3 自治体は 1.00 を上回っている。（平成 24 年度の財政力指数を調査）

(5) なお、総務省では、各自治体が管理する公共施設全般を対象とした「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当する「公共施設等総合管理計画」の策定を求めており、同計画に基づく公共施設の撤去費用については、地方債の発行対象とするなどによるインセンティブを付すことによりその策定を推進している。（計画策定に要する経費について、平成 28 年度まで特別交付税措置（措置率 1/2））

④今後の改善点・検討の方向性

社会資本整備総合事業の効果促進事業について、以下の点について改善すべきである。

1. 基幹事業との関係について

- 効果促進事業については、真に基幹事業の効果促進に寄与するものとなっているか改めて精査すべきである。
- さらに、基幹事業の効果を一層促進すると判断された場合であっても、他府省の支援制度との関係性も勘案し、効果促進事業として実施することがそれらの政策誘導目的を阻害することのないよう精査すべき。
- なお、消防自動車等への補助については、一般財源化されたとの経緯を踏まえ、効果促進事業の対象から外すべき。
- また、効果促進事業として実施された事業の説明責任を果たすためにも、具体的な用途を公表すべき。

2. 個別施設の長寿命化計画との関係について

- 跨道橋の管理など今後のインフラ管理については、「縦割り」ではなく総合的に対応していく必要がある。
- そのため、インフラ長寿命化基本計画において、インフラ長寿命化計画（行動計画）の策定を政府全体として推進しており、これを受けて、総務省は地方自治体に対し、公共施設等総合管理計画の策定を要請している。
- こうした中、公共施設等の除却を効果促進事業で実施しようとする場合には、
 - 基幹事業と一体となってその効果を高めることについて確認するのは当然のこと
 - 総務省による推進策を阻害することのないよう、原則として公共施設等総合管理計画に基づくものに限定する必要がある。
- また、防災・安全交付金による老朽化対策の支援に際しても、「公共施設等総合管理計画」の策定を推進するものとなるよう見直ししていく必要がある。